

みんなでささえる国保会計



～薬を正しく使いましょう～

「必要以上の薬の投与」あるいは「不必要的薬の処方」がされている状態をポリファーマシーといい、医薬品同士が相互に影響しあい副作用を起こしたり、きちんと医薬品が飲めなくなったりする症状が現れます。

対策として「お薬手帳」を活用することで、医師や薬剤師に「普段使用している薬に関する情報」を正確に伝えることができます。そのため、「お薬手帳」は、病院や薬局ごとに分けずに1冊にまとめておきましょう。受診する際には、お薬手帳を持参し、かかりつけ薬局を利用するなど、使用している薬についての情報共有を行いましょう。お薬手帳は災害などの緊急時の備えにも有効です。

また、マイナ保険証を活用して本人が同意することで、病院や薬局は患者の過去の処方・調剤データを閲覧できるようになり重複投薬や併用禁忌を回避する効果が期待されます。



～繰り返し使える「リフィル処方せん」について～

リフィル処方せんとは、一定期間・最大3回まであれば診察を受けなくても薬を受け取ることができる処方せんのこと。病状が安定し、通院を控えても大丈夫と医師が判断した場合に発行されます。高血圧や糖尿病、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎など長期にわたり同じ薬を服用されている方を対象とし、投薬量に制限のある医薬品(新薬、向精神薬など)や湿布薬はリフィル処方せんを発行できません。

リフィル処方せんのメリット

- 有効期間中は再診を受けずに薬を受け取れるため、通院にかかる時間や身体的負担のほか、医療費や交通費などの経済的負担も軽減できる
- 感染症の流行期でも通院することなく薬を受け取れるため、感染のリスクを軽減できる

リフィル処方せんを希望する場合は主治医にご相談ください。リフィル処方せんは主に症状が安定している慢性疾患の方を対象にしており、病状や服用する医薬品の種類によってリフィル処方せんを発行できない場合があります。

～領収書などはしばらく保管しましょう～

医療機関で発行してもらった領収書などは、しばらく保管しておくようにしましょう。医療費の請求に間違いがあれば確認することができますし、確定申告や住民税の申告で医療費控除を受ける際にも領収書が必要な場合があります。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800

☎55-3112